

沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「重点区域」という。）と設定した上で、重点区域において診療所が承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保するため、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱（令和7年3月5日医政発0305第13号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金を交付することとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、県が定める重点区域において、承継又は開業する診療所であって、地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

2 この要綱により補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、基準額及び補助率は別表のとおりとする。ただし、補助事業は実施要綱により選定された国庫補助事業とする。

(算定方法)

第3条 知事は、補助金交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助額は次により算定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める補助対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。なお、知事が定める期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）の例による。
- (5) 知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分することにより収入があつた場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (9) 前号の規定にかかわらず補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請の承諾をしてはならない。
- (11) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第11号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、いずれの場合においても事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (12) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合には、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第

2号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) その他知事が必要と認める事項

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(変更等申請)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書に該当する場合には、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金交付決定前着手届(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 施設整備事業の補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金状況報告書(第5号様式)を、当該年度の別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、施設整備事業を実施する場合に事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る会計年度終了の期日までに沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金年度終了実績報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(承継・開業報告)

第12条 補助事業者は、第5条の交付の申請をした後に、診療所を開業し、又は、承継をした場合には、沖縄県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業承継・開業報告書（第10号様式）を保険医療機関の指定を受けた日、又は、管理者等の変更に係る届出をした日から20日以内に知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別表

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
施設整備事業	<p>診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費とする。</p> <p>(1) 診療所</p> <p>（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）</p> <p>(2) 診療部門と一体となった医師住宅</p> <p>(3) 診療部門と一体となった看護師住宅</p> <p>ただし、次に掲げる経費については、補助の対象外とする。</p> <p>1 土地の取得又は整地に要する費用</p>	付表第1に掲げる基準面積に、付表第2に定める単価を乗じた額の合計額とする。	1 / 2

	<p>2 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>3 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>4 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>5 その他の整備費として適当と認められない費用</p>		
設備整備事業	診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	1 / 2
地域への定着 支援事業	<p>診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>備品費（単価 50 万円未満に限る。）</p> <p>消耗品費</p> <p>材料費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>光熱水料</p> <p>借料及び損料</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費</p> <p>委託費（上記に掲げる経費に該当するものに限る。）</p>	<p>次により算出された額</p> <p>(1) 診療日数</p> <p>① 診療日数 1～129 日</p> <p>6,200 千円 + (71 千円 × 実診療日数)</p> <p>② 診療日数 130～259 日</p> <p>6,200 千円 + (77 千円 × 実診療日数)</p> <p>③ 診療日数 260 日以上</p> <p>6,200 千円 + (87 千円 × 実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額</p> <p>25 千円 × 訪問看護日数</p>	2 / 3

付表第1 基準面積

部門	基準面積
診療部門	患者を入院させるための施設を有しない診療所 160 m ²
	19人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所 5床以下 240 m ² 6床以上 760 m ²
診療部門と一体となった医師住宅	80 m ²
診療部門と一体となった看護師住宅	80 m ²

(注) なお、過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。また、補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

付表第2 1 平方メートル当たり基準単価（単位：円）

部門	構造別	単価
診療部門	鉄筋コンクリート	558,000
	ブロック	444,000
	木造	362,000
診療部門と一体となった医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000
	ブロック	444,000
	木造	362,000
診療部門と一体となった看護師住宅	鉄筋コンクリート	558,000
	ブロック	444,000
	木造	362,000

(注) なお、上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。また、既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。